

◎新潟県告示第1221号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画道路
- (2) 名称 3・4・103号 見附下新町線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

見附市南本町 2 丁目、双葉町、名木野町字原西、熱田町字喜多稲葉、字波柳、下新町字新田及び字東村の各一部

(2) 削除する部分

見附市南本町 2 丁目、南本町 3 丁目、双葉町、熱田町字波柳及び下新町字今泉の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成24年10月 9 日  
至 平成24年10月23日

(2) 場所

- ア 長岡市四郎丸町173－ 2 （〒940－8567）  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
- イ 見附市昭和町 2－ 1－ 1 （〒954－8686）  
見附市建設課

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。